

地域における市民協働をどう実現するのか

―東京都小金井市の取り組みから

子ども学部 家族・地域支援学科

教授 山路 憲夫

市民協働という動きが各地でさまざまな形で本格化しつつある。

本稿は東京都小金井市で2010年7月からスタートした「小金井市市民協働のあり方等検討委員会」（安藤雄太委員長）による取り組み、とくに市民協働に関する小金井市役所担当者に対する意識調査とヒアリング調査を取り上げ、市民協働の現状と課題を考えたい。

市民協働の高まり

市民協働とはなんだろうか。

公共的な（あるいは公益性を持つ）課題について、市民及び行政が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して取り組むこと、とさしあたって定義しておく。

公共的な課題とは何か、についてさまざまな見方もあろうが、1998年に成立した特定非営利活動促進法（NPO法）が対象とする17分野（保健・医療・福祉、まちづくり、環境、子どもなど）が妥当な捉え方であろう。

国による中央集権的な行政が行き詰まり、1990年代後半から「国から地方へ」という地方分権の流れ

が強まり、2000年に地方分権一括法が成立、介護保険も市町村が保険者となりスタートした。市町村行政の役割が高まるとともに、行政だけに任せるのではなく住民参加、市民協働という流れも強まり、ボランティアだけでなくさまざまなNPO（民間非営利組織）などの市民団体が高齢者や障害者、子育てを支援したりや街づくりに取り組む活動も広がりを見せている。

こうした動きを受けて、近年、各市町村に市民協働センター（あるいは市民活動センター）が相次いで設置されてきたことである。多摩地区でも三鷹市や立川市、調布市などで市民活動センターや市民協働センターと名付け、自治体が市民が集い、活動する場を作り、支援する動きが広がってきた。

市民協働進めるための調査を実施—— 東京都小金井市

その中で、小金井市は市民協働という切り口で、2010年7月に発足させた「小金井市市民協働のあり方等検討委員会」（安藤雄大委員長）が、小金井市役所すべての課に対してアンケートをするとともに市民協働と関わりの深い課の課長らヒアリングを実施、行政担当者の市民協働についての意識を調べた報告書を2011年1月にまとめた。それを受け、行政の在り方、

市民の関わり方を見直し、市民協働活動センターを設置、行政と市民による市民協働の推進を加速させようとしている。

行政の在り方そのものを見直すという意味では、全国でもまれな取り組みであろう。そうした取り組みができた背景と経過、これまでの調査結果、それに基づく今後の行方と課題についてみてみよう。

経過——市民による参加と協働

小金井市は「市民による参加と協働」を行政の柱に掲げ、2004年市民参加条例を制定した。同条例第1条（目的）は、「この条例は、小金井市における、市民の市政への参加及び協働について定め、もって多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的とする。」と規定し、「市民の市政への参加及び協働」を同条例の柱と位置付けた。さらに2008年2月、「協働のまちづくり」を目指すとして「小金井市協働進基本指針」を策定した。

2011年度からの第四次小金井市基本構想、及び2010年5月に策定した「小金井市第3次行財政改革大綱」でも、行政と市民が対等になって、さまざまな地域の課題を解決する「協働」を大きな柱とした。

そうした流れを受け「市民協働センター」（仮称）を

2012年度の開設を目指す構想が持ち上がり、同市は2009年度に準備室を設置した。

さらに、稲葉・小金井市長は市民活動に取り組み各団体の代表や公募委員ら10人から成る「小金井市市民協働のあり方等検討委員会」を10年7月1日発足させ、「市民協働センター」の前身作りを含め市民協働の在り方の検討について、諮問した。

同委員会内で「どういう市民活動の場を作るのか」という場づくりだけを議論するだけではなく、これまでの市行政を市民協働という切り口から問い直し、行政と市民とが市民協働をきちんと理解し、あり方を見直すことが先決ではないか」との意見が出された。

これを受け市民協働の在り方をまとめる参考にするために小金井市役所のすべての51課を対象に「市民協働に関する実態調査」と題したアンケート調査を8月から実施するとともに、同委員会内に「市民協働に関する小金井市実態調査小委員会」（小委員長・山路憲夫 白梅学園大学子ども学部教授、委員5人）を設置、ヒアリングもすることにした。

その調査結果については、以下の通りである。全文は膨大になるため、ここでは概要にとどめた。調査結果報告全文は小金井市役所ホームページ「市民協働に関する小金井市実態調査報告書」に掲載されており、それを参照されたい。

調査の概要

1 実施主体

小金井市市民協働のあり方等検討委員会（安藤雄太委員長）（以下「検討委員会」のもとに設置された市民協働に関する小金井市実態調査小委員会（山路憲夫小委員長）が担当した。

2 調査内容・時期

（1）アンケート調査Ⅱ小金井市の全課（行政委員会事務局、担当課長を含めて実質52課）を対象に、平成22年8月20日から9月10日にかけて、市民協働に関するアンケート調査を実施した。

（2）ヒアリング調査Ⅱアンケート調査に対する回答に基づき市民協働に関係の深い15課を選定し、平成22年10月20日から11月19日まで概ね週1回のペースで小委員会を5回開催し、ヒアリング調査を実施した。

3 調査の主な目的

（1）市民協働に関する市役所各課の基本的な考え方を把握する。

（2）①現在実施している協働事業、②現在市が単独で実施している事業のうち今後（将来）協働事業として実施したい（実施することを目指して

いる) 事業、③今後(将来)実施したい(又は実施を検討したい) 協働事業、を把握する。

(3) 市民協働を推進するための課題や問題点を把握する。

(4) 市民協働を推進するためのルールや仕組みづくりを検討する資料とする。

4 アンケート調査の内容

アンケート調査は、対象事業の形態等を例示したうえで、次の4種類に分けて実施した。

(1) 全体調査票

① 今なぜ市民協働が必要か。(自由記入) ② 協働事業の実施状況 ③ 協働事業に関連する計画等の有無 ④ 市民協働についての意見・課題等(自由記入) について調査。

(2) A調査票

現在実施している協働事業について、①事業名 ②内容 ③協働相手④協働事業の形態 ⑤始期 ⑥予算 ⑦協働事業とした理由 ⑧進行管理 ⑨評価・検証方法 ⑩成果 ⑪課題など、16項目について調査。

(3) B調査票

現在市が単独で実施している事業で、今後(将来)協働事業として実施したい(実施することを目指している)事業について、①事業名 ②

内容 ③協働事業として実施したい理由などについて調査。

(4) C調査票

新たに実施したい協働事業について、①事業名

②内容 ③実施予定時期などについて調査。

5 アンケート調査に対する回答状況

(1) 全体調査票(52課全課から回答あり)

①「今なぜ市民協働が必要か」

ア 記入あり 38課(73%)

イ 記入なし 14課(27%)

② 協働事業の実施状況

ア 現在実施 17課(33%)

イ 現在実施しているし、今後も新たに実施する可能性あり 8課(15%)

ウ 現在実施していないが、今後実施する可能性あり 1課(2%)

エ 協働事業に関する事務は所掌せず 26課(50%)

(2) A調査票

25課から70事業について回答があった。「協働事業かどうか不明」との留保つき回答の1課1事業分を含む)

(3) B調査票

5課から5事業について回答があった。

(4) C調査票

4課から4事業について回答が

あった。

全体調査票の結果

1 回答状況

市役所全課（行政委員会事務局、担当課長も含めて実質52課）から回答があった。

2 設問1「今、なぜ市民協働の推進が必要と考えるか（自由記入）」

(1) 記入状況

ア 記入あり 38課 (73%)

【記入ありの38課の分類】

① 現在協働事業を実施 13課

② 現在及び将来協働事業を実施 8課

③ 将来協働事業を実施 1課

④ 協働事業に関連する事務は所掌せず 16課

イ 記入なし 14課 (27%)

【記入なしの14課の分類】

① 現在協働事業を実施 4課

② 協働事業に関連する事務は所掌せず 10課

【分析等】

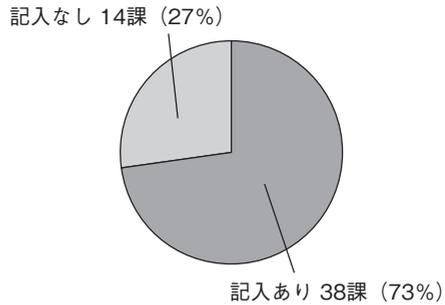
ア 市民協働について「記入あり」が38課(73%)にとどまった。

イ 「記入なし」は、「協働事業に関連する事務は所掌せず」が10課と多くを占めたが、「現在協働事業を実施」も4課あった。

(2) 主な記入内容(要旨)

ア 多様化する市民ニーズや新たな社会的課題に対して、行政だけで対応するのは困難である。

イ 市民が満足できる地域づくりを進めるため



には、公（行政）と民（市民や企業等）との役割分担を見直したうえで、公と民が一体となって共に考え共に行動する仕組みづくりが必要である。

ウ 景気も人口も右肩上がりの時代が終わったにもかかわらず、市政運営の手法は当時から変わっていないものが多い。

エ 市民の活躍の場を提供することにより、自己実現を図り、生き生きとした生活を地域で送れるようにする。

オ より、市民が主体的に地域課題に取り組むことにより、住民自治が深まり、市民主体のまちづくりに資する。

カ 市民ニーズを的確にとらえることで、効率的・効果的な公共サービスが実現される。

キ 市民自らの創意工夫及び相互協力により、主体的なまちづくりを進める必要がある。

ク 変わりゆく社会情勢や財政状況を考えると、行政サービスのある方も変わらざるを得ない。行政と市民が互いに助け合いながら自分たちの住む町は皆で守ることが今後重要ではないかと考える。

ケ 市民においても責任をもって発言・行動し、それぞれの得意分野を活かしながら積極的に

まちづくりにかかわっていくことが求められていると感じる。

コ 市民の中には地域社会のために役に立とうという意識を持っておられる方も少なくなく、市とともに活動いただける能力・資質を持ち合わせている。こうした状況下で地域の課題の解決に取り組む市民や団体等と協働することは、行政だけでは対応が困難な課題への柔軟な対応や地域に根ざした新しい施策が期待される。

【分析等】

ア 本設問については、上記（２）の「ア」多化する市民ニーズや新たな社会的課題に対して、行政だけで対応するのは困難である」との趣旨の回答が最も多く、類似した回答を含めると20課前後に及んだ。ほぼ職員の間で共通認識になっていると判断される。

イ 次に多い回答が、上記（２）の「イ、エ、オ、カ、キ、コ」のように、市民協働の意義を積極的に評価するものである。

ウ 市民協働が必要だとする背景に、上記（２）の「ウ」や「ク」のような認識があることにも注視する必要がある。

3 設問2「協働事業を実施しているか（又は今後実施する可能性があるか）」

① 現在協働事業を実施している。 17課(33%)

② 現在協働事業を実施しているし、今後（将来）も新たな協働事業を実施する可能性がある。 8課(15%)

③ 現在は協働事業を実施していないが、今後（将来）協働事業を実施する可能性がある。 1課(2%)

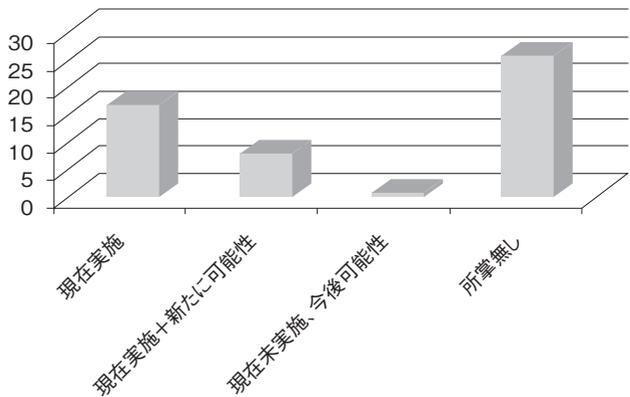
④ 協働事業に関連する事務は所掌していない。 26課(50%)

【分析等】

ア 現在協働事業を実施しているか今後（も）実施する可能性があるとした課が26課(50%)、協働事業に関連する事務を所掌していないとした課が26課(50%)と同数である。

イ 協働事業に関連する事務を所掌していないとした課にも、第3次行財政改革大綱などにより今後協働事業を実施する可能性のある課があると思われる。(A・B・C調査票における分析等とも関連あり)

ウ 現在市が単独で実施している事業の一部を、



「市民協働」「公民連携」を基本原則に民間や公共的団体等に委託するとしている第3次行財政改革大綱の方針は、本設問の回答には反映されていないものと判断される。(A・B・C調査票における分析等とも関連あり)

エ ある事業を協働事業としてとらえるかどうか

かについては、明確な基準がないため各課各職員により判断が異なることがあると思われるが、本調査を通じて、総じて協働事業の範囲を狭くとらえる傾向があると感じられる。(A・B・C調査票における分析等とも関連あり)

その一方、市の事業に市民が協力している場合を協働事業ととらえているケースもあった。

4 設問4「市民協働についての意見・課題・疑問等(自由記入)」

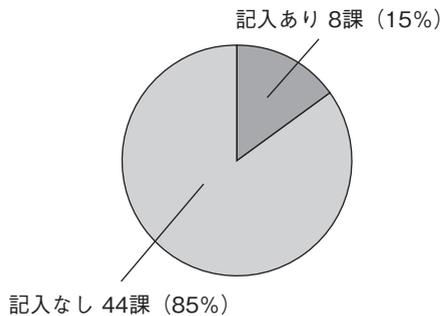
(1) 記入状況

- ア 記入あり 8課 (15%)
 イ 記入なし 44課 (85%)

【分析等】

- ア 記入をした課が8課(15%)と少なかった。
 イ 協働事業を実施している課であれば、何らかの課題があるのが一般的であるし、協働事業に関連する事務を所掌していない課であっても、市職員として市民協働に向き合っているれば意見等の記入があってもよかったと思われる。

ウ 「市民協働」が市政運営の大きな柱の一つと



なっているなかで、市民協働に対する職員の意識を全体的に高めていく必要があると思われる。

(2) 主な記入内容(要旨)

ア 【行政側】

- ・ 地域の活性化、市民参加の行政推進の視点を忘れ、安価な下請けとならないように注意する必要がある。
- ・ 行政としての政策方針・意思を明確にし、堅持する必要がある。

【市民側】

・協働を機会に要求団体に変身しないよう
お願いする。

・市民協働は、行政が市民に歩み寄るだけで
なく、市民側も行政に歩み寄ることが求め
られる。

イ 市民協働を行うにあたり、市民と行政がお
互いの役割を理解し、それぞれの特徴を生か
しながら課題解決に取り組んでいくことが重
要だと考える。

ウ 市民協働により、地域のニーズや社会状況
を速やかに取り入れ、潜在的な政策課題の把
握が可能となり、行政が迅速かつきめ細かに
対応することができる。

エ 市民の中に「協働」へ向けた機運の高まり
とまとまりがどうしても必要である。市は、
市民や市民団体とのパイプを常にく密にし
ていく必要がある。

オ 行政側と市民側に「協働」意識のズレがあり、
市民側が要求し、行政側が実行する現状が多々
あり、連携協力して実行するためには多くの
課題がある。

カ 市民協働には、学術・文化面を含めて幅広
いものが想定されるところだが、地域社会で
協働してもらえると最も効果のありそうな安

心・安全なまちづくりのための施策、例えば
児童・高齢者の見守り、安全パトロールなど
に特化して開始してはどうか。市民と協働す
るための会議に多大な時間と労力を使い、具
体的な実現が遅れることのないようにしてい
ただきたい。

【分析等】

ア 少ない回答ではあるが率直に回答しており、
行政職員の市民協働に対する意識の一端が把
握できるものである。

イ 課題や問題点を鋭く指摘している回答が多
く、市民協働のあり方を検討する際の重要な
参考になると思われる。

以上が全体調査の結果まとめである。

次に「現在実施している協働事業」を聞いたA調査
については、25課から70事業について回答があった。
市役所全課（行政委員会事務局、担当課長を含めて実
質52課）の約半数（48%）が、「現在協働事業を実施し
ている」としている。

もつと多くの協働事業が回答として挙がつてくるこ
とが期待されたが、70事業にとどまった。また市民協

働についての職員の認識・評価等が必ずしも十分でなく、市民協働で行っているにもかかわらず協働事業として認識していない事業が相当程度ある。また、市民協働に対する共通認識が育っておらず、職員間の認識の違いも大きいと思われる。

「事業目的による分類」（複数回答可）は次の通りである。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
20事業(29%)
- ② 社会教育の推進を図る事業
16事業(23%)
- ③ まちづくりの推進を図る事業
13事業(19%)
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
17事業(24%)
- ⑤ 環境の保全を図る事業
12事業(17%)
- ⑥ 災害救援事業
3事業(4%)
- ⑦ 地域安全事業
5事業(7%)
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
3事業(4%)
- ⑨ 国際協力の事業
1事業(1%)
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
3事業(4%)
- ⑪ 子どもの健全育成を図る事業
17事業(24%)
- ⑫ 情報化社会の発展を図る事業
1事業(1%)
- ⑬ 科学技術の振興を図る事業
1事業(1%)

- ⑭ 経済活動の活性化を図る事業
5事業(7%)
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
1事業(1%)
- ⑯ 消費者の保護を図る事業
2事業(3%)
- ⑰ その他
10事業(14%)

- ・ 協働の推進を図る事業(2事業)
- ・ 国際交流事業
- ・ 友好都市交流事業
- ・ 農業振興を図る事業
- ・ イベント開催に関する事業
- ・ ごみの減量を図る事業
- ・ 交通安全事業(2事業)
- ・ 選挙の啓発を図る事業

※ () 内の%は、現在実施している協働事業70事業に占める割合。

次に

さらに「市が単独で実施している事業で協働事業として実施したい(実施することを目指している)事業」を対象にしたB調査によると、5課から5事業について回答があった。

(1) 環境部環境政策課

1 樹木廃材粉碎事業(記載なし)

(2) 子ども家庭部子育て支援課

2 「子育て支援ネットワーク」の拡充(のびゆ

くこどもプラン小金井)

(3) 学校教育部指導室

3 学校ビオトップ整備事業(小金井市環境基本計画)

(4) 生涯学習部図書館

4 講演会(記載なし)

(5) 生涯学習部公民館

5 本町分館まつり(記載なし)

ヒアリング調査結果のまとめ

同小委員会はアンケート調査の結果を受け、52課のうち比較的市民協働と関わりがある地域福祉課、まちづくり推進課、子育て支援課など15課の課長、担当者らを呼んでヒアリングをした。

各課共通の質問は

ア 市民協働に関する実態調査の回答にあたり、課内でどのように検討

したか。

イ 市民協働を推進するために、職員の意識改革をどのように進めているか。

ウ 市民協働の推進に向けて、市民側に求めたことは何か。

エ 市民協働の推進に向けて、市側はどのような条件整備をすべきだと思ふか。

オ 協働事業として実施する場合、一般的にど

のような課題が考えられるか。

後段で、個別事項について様々な質問や意見交換を行った。

主な答弁(要旨)として以下のようものがあつた。

(1) 予算の問題や職員の時間的な制約もあり、市民の要望に対応できていないのが現状である。また、一時的な思いつきで要望されることも多い。将来も継続できるような提案でないと、実現は難しい。

(2) 市に対して要望するという受け身の対応ではなく、市政に参加して市民本位の市政運営を市とともに進めていくという意識や姿勢がほしい。

(3) 契約のあり方を検討する必要がある。先進市では、市と市民活動団体等が対等な立場で事業を推進するために、役割や責任を明確化するなどの協定書等を締結している。

(4) 市民協働にふさわしい事業の提案とか協働事業を進めるにあつてのルール作りなどをすべきだ。職員の意識啓発も必要だ。

(5) 障害者福祉については年々要望が増えているが、財政の問題もありませんか市民要望に応えられないのが現状である。障害者を支援する方についても、その要望が実現しないと支援がしにくいところがある。財政の問題は基本的にあるが、

市民協働に関する職員への意識の周知が非常に重要である。研修等により意識を定着させることが必要だ。また、庁内全体で組織を超えた取り組みを視野に入れ、庁内連携の仕組みづくりが必要だ。

(6) 協働指針に基づき、具体的に対応すべきだ。例えば、費用弁償やボランティア保険の加入など、市民が協働しやすい環境を統一的に整備する必要がある。協働にかかわっている市民が大変だからやめようとならないように、協働の熱が継続するように取り組んでいかなければならない。

(7) 市民活動団体が独立して活動するには、いろいろな面で苦勞されると伺っている。市が経済的にバックアップできるものがあれば考えていく必要がある。事業担当課として考えられるのは、事業に対する補助金や委託料の点である。また、NPOの認証を取得するための支援など、組織面での支援も考えるべきである。職員の協働に対する認識を高めるための研修も充実する必要がある。

(8) 行政側が市民側に追いついていけるように、常日ごろ研究していく必要がある。また、一度協働という形で実施した場合、長期にわたってその団体に頼ってしまいがちになり、ほかの団体

の活動を見失ってしまう危険性もある。現在の協働相手としっかり意思疎通を図りながら、ほかの団体の活動にも目配りをしていく必要がある。

(1) (8) 以上がヒアリング調査で市の担当者が述べた主な意見だ。

以上のアンケート、ヒアリング調査について「報告書」は以下のような「まとめ」をした。

まとめ

1 職員は社会情勢の大きな変化（少子高齢化、ニーズの多様化、厳しい財政状況など）により、地域課題の解決のためには市民協働の推進が不可欠であると認識している。その一方、市民協働を推進するには以下のような様々な課題があることが判明した。

2 職員間で、市民協働の認識に大きな違いがあることが分かった。市民協働の意義を的確にとらえ市民協働を推進しようという意欲的な課も見受けられたが、全体的には職員の協働意識はまだ不十分である。その主な原因は、従来の行政手法では対応が困難になっているという危機意識が浸透していないからであると思われる。市民協働の意義や今なぜ市民協働の推進が必要かなどについて、職員研修等をさらに充実させ、

職員の協働意識の向上（意識改革）を図ることが望まれる。

3 子育てや高齢者の支援など、行政だけでは対応が難しい緊急の課題が多くある。また、現在市が単独で実施している事業にも、協働事業として実施した方が効果的だと思われる事業もあることが分かった。地域で公共的な役割を担おうという意欲と能力のある市民が増加しており、その力を大いに活用していくべきであろう。そのために、今後、市民協働を推進するためのルールや仕組みづくりなどにより、市民と行政が協働しやすい環境を整備することが必要ではないか。

4 市民協働は手段であって目的ではない。協働事業にふさわしい事業には今後積極的に市民協働の手法を取り入れることにより、市政のさらなる充実を望むものである。

ヒアリングは市民に公開で、一つの課につき約40分、質問、意見交換をした。

これまでのヒアリングの中で、市民協働についての意識の違い、近年増え続ける委託事業や補助事業と協働との違いが明確にされていない、タテ割り行政もあり、なかなか市民協働が進められない行政側の問題も浮き彫りにされた。その一方で、「自らの要求だけを、全体のバランスを理解してくれない」といった市民活

動に対する注文、不満も率直に出された。

さらに来年度から小金井市の地域情報を発信するコミュニティ・ポータルサイトを始めるにあたって、どういった情報を発信するのかについて、市民による運営委員会を作り、市民との協働で進めていく構想もヒアリングの中で話し合われた。また子育て支援のネットワークを作る構想を持ちながら、市民活動の実態がつかみにくいためにネットワークづくりが進まないという悩みも行政側から出されたのに対し、市民活動に取り組み市民委員も子育て支援に取り組み市民活動団体のリストづくりに協力していく話もまとまった。

市民協働と今後の課題

半年にわたる小金井市の調査や検討会の場で、市の担当者と市民側とが、市民協働をめぐる、おそらくこれまでになかった真摯な議論を交わしたことで、その距離感はぐっと縮まった。しかし、市民協働についての具体化は正にこれからである。

この調査が一つの出発点になるのは間違いない。

市民協働を進めていくにあたって、最後にいくつかの留意点を提起しておきたい。

一つは本来的な市民協働とは何かを、地域の実情に応じて考えていく事である。

市民協働の取り組みはさまざまな形で、展開されてきている。

その具体化の一つが、この「地域と子ども学」でたびたび取り上げてきた東村山市の「ころころの森」(2008年10月開設)であった。「ころころの森」は正に、行政、大学、市民という三者市民協働の実践である。

きれいごとだけではすまない三者の相違も運営上はたびたびあったし、今もある。しかし、なんとか軌道に乗せられた大きな理由として、市民団体の積極的な関わりだった。東村山市は子育て関係の市民団体の活動が活発で、子育て支援についてのニーズの把握やマネイジメントにも熟達している強みがあったことが大きい。白梅学園大学の教員、学生が関わることで、大学ならではのさまざまな子育て支援講座やワークショップのメニューも提供できた。

市は立ち上げの費用や運営費を負担して来たが運営にはほとんど口を出して来なかった。行政では提供できにくいきめ細かいサービスを協働により提供することに成功した事例であろう。

自治体は近年、さまざまな事業を外注したり、指定管理者の採用により、コストの引き下げには成功しつつあるが、それが本当に市民サービスの向上につながったかどうかは疑問がある。

事業の中身を市民と協働しながら、ときには市民の

ノウハウや力に任せ、市民ならではの力を引き出すことが市民協働の一つの要件であろう。コスト引き下げのための外注化、指定管理者制度の導入は市民協働とは厳に区別しなければなるまい。

もう一つは、行政の側に「お上意識」が意識するとしないに関わらず依然として根強いという問題である。市職員を対象にした小金井市の調査では、市民協働の必要性、重要性をきちんと認識している職員も少なからずいたが、認識不足もあった。

市民協働の取り組みを見て、危惧するのは、あちこちで開設されている市民活動センターや市民協働センターをみると、単なる場所提供にとどまり、予算も最少限度に抑えている自治体が少なからず見受けられる。それに関連して、小平市や国分寺市が取り組む「市民提案型事業」の募集にも疑問がある。そういう形で予算化するのには、これまでになかったことと評価できるかもしれないが、むしろ見直すべきは従来の行政の在り方が地域の市民の力と知恵を活用する事業のやり方ではなく、従来型の事業の繰り返しにとどまっていることが問題であり、そのあり方こそを見直すべきではないか。

市民協働を進めていくにあたって、依然市民に対する不安感もしくは不信任も根強いことである。

場だけを提供する市民活動センターや「市民提案型

事業」は「上から与える」という古い行政のお上意識を感じる。

人類が経験したことがない少子高齢社会を迎えた。財政的にも、きめ細かいサービスを提供するという意味からも、従来型の行政手法だけではやっていけない時代を迎えている危機意識を共有することが求められる。

それは行政だけではなく市民の側にも同じことが言える。従来型の行政を批判していればすむ、という時代ではない。

どうすればよりよい市民サービスを提供できるのか。行政とも手をつなぎ、市民自らも汗と力と知恵を出し、協働を進めていく意識を持つことは不可欠なのだという意識改革をどこまでできるのか。

それが行政にも市民にもつきつけられているのではないだろうか。